

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和5年3月 15 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200464 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2200094 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA病院（現在は、B病院。以下、併せて「C病院」という。）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 58 年 2 月から同年 6 月まで准看護師として C 病院に勤務していたが、同院における厚生年金保険の加入記録がない。前勤務先の病院から複数の看護師と一緒に C 病院に移ることになり、同院には正規職員として入職し、前勤務先から受領した年金手帳とは別の番号が記載された年金手帳を新たに受領した記憶があるので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 58 年 2 月から同年 6 月まで C 病院に勤務していた旨主張しているところ、同院における雇用保険の加入記録（資格取得年月日：昭和 58 年 1 月 24 日、離職年月日：同年 6 月 18 日）及び複数の同僚の回答から、請求者は請求期間とほぼ同時期に同院に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主は、請求者の C 病院における勤務、厚生年金保険への加入、給与からの厚生年金保険料の控除については、いずれも不明であると回答している。

また、請求者は、C 病院から年金手帳を新たに受領した記憶があるとしているものの、現在、当該手帳は所持していないとしている上、C 病院に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、同院が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 57 年 * 月 * 日）から請求期間にかけて厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の整理番号は連番で欠番もない。

さらに、C 病院が加入している D 健康保険組合は、請求者の同組合への加入記録は確認できない旨回答している。

加えて、請求者が、前勤務先の病院から一緒に C 病院に移ったとする看護師 3 名のうち 2 名

は、同院において厚生年金保険の被保険者記録はないほか、同院において昭和 58 年 1 月 1 日及び同年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚について、当該資格取得年月日と雇用保険の資格取得年月日を確認したところ、厚生年金保険の取得年月日は、雇用保険の取得年月日より 2 か月から 5 か月程度後であることが確認でき、請求期間当時の同院においては、入職時に厚生年金保険に加入していない者が少なからず見受けられる。

また、請求期間に C 病院で厚生年金保険の被保険者記録がある同僚 1 名（C 病院における雇用保険の資格取得年月日：昭和 58 年 1 月 13 日、厚生年金保険の資格取得年月日：同年 4 月 1 日）から提出された昭和 58 年 1 月から同年 6 月までの給与明細書によると、同年 1 月から 4 月までの明細書においては厚生年金保険料は控除されておらず、同年 5 月及び 6 月の明細書においては控除されていることから、厚生年金保険に加入していない期間については、厚生年金保険料は控除されていなかったものと推認される。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。